

STOP

買って、預けちゃダメ！
「オーナー商法」に
ご注意ください！

オーナーになって
配当金を受け取り
ませんか？

POINT1

令和4年6月以降、
販売預託は原則禁止！！

不動産以外のあらゆる商品
が対象です。

POINT2

オーナー商法の
もうけ話にご注意を！

「オーナーになれる！」「元本保証」
などの甘い言葉に騙されないで！配当
金が振り込まれていても安心しないで！

私がオーナーに
なるなら
安心かしら？

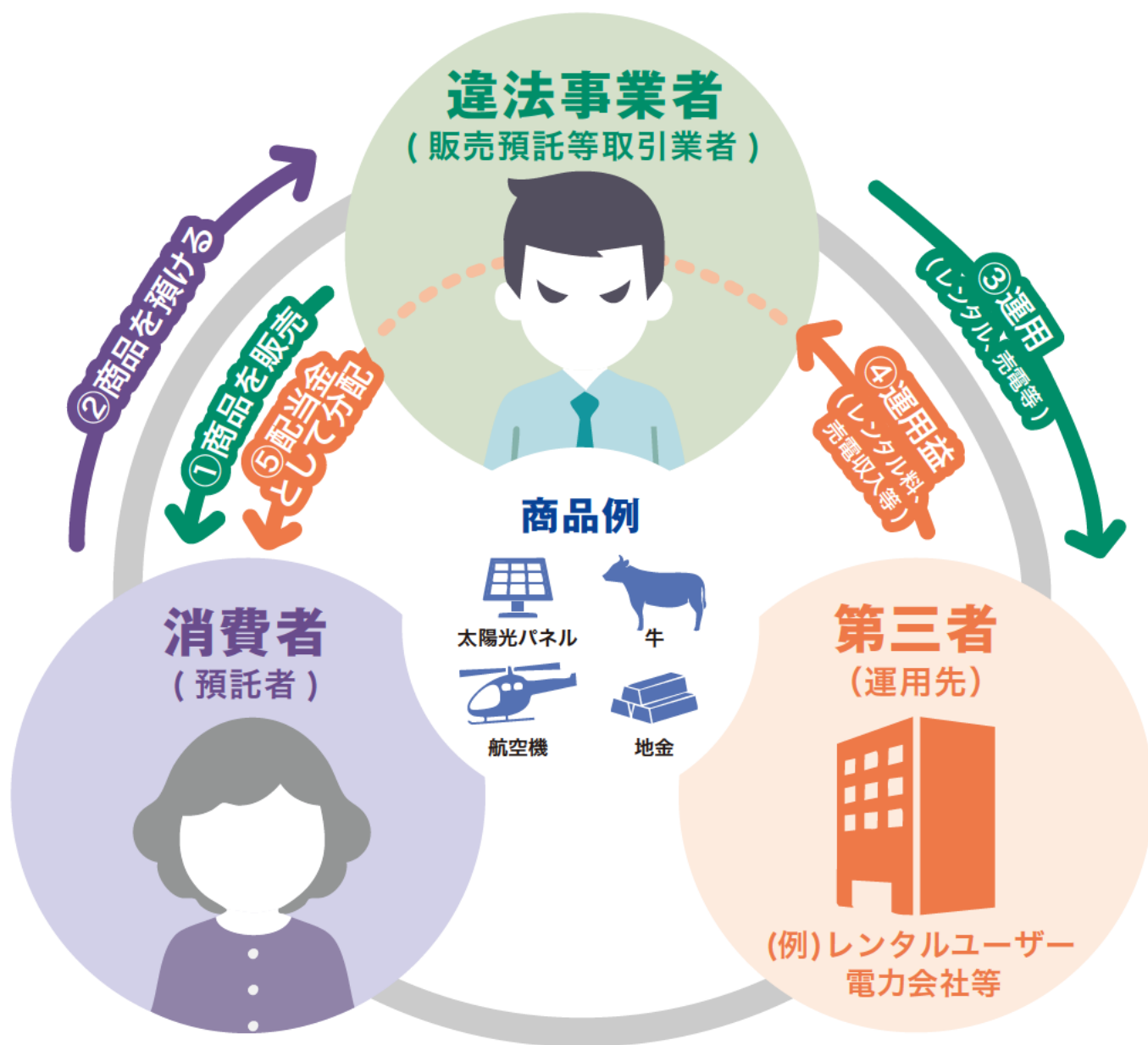
POINT3

違法な販売預託は
契約無効！！

万が一契約してしまっても、
販売を伴う預託等取引契約
は無効です！

販売預託は原則禁止！

違法な販売預託商法にご注意を！



- | | |
|----------------|------------------------|
| 1 事業者が商品販売 | 3 事業者は預かった商品を運用 |
| 2 事業者はその商品を預ける | 4 運用による利益を配当金として消費者に還元 |

このような取引は、実際には商品が存在しない、運用による利益がない、事業者が自転車操業に陥っている、配当金が支払われないといったトラブルが発生していることから、預託等取引に関する法律により、厳格に規制されています。

販売預託該当性チェックシート

ご自身が契約した取引が販売預託に該当する可能性があるかについての簡易的な確認、その他預託等取引に関する法律の情報は、右記 QR コードのウェブサイトより確認することができます。

